

# TaxFlash



## 2015 年および 2016 年の資産再評価規則

経済政策パッケージ第 5 弾の一部として、財務大臣は 2015 年および 2016 年の提出に向けた税務上の固定資産の再評価に関する規則 No.191/PMK.010/2015(以下「PMK 第 191 号」)を 2015 年 10 月 20 日を発効日として公布しました。

PMK 第 191 号は 2015 年と 2016 年のみを対象とした暫定措置としての役割を果たすため、既存の財務大臣規則 No.79/PMK.03/2008(以下「PMK 第 79 号」)は当該期間において実質的に効力を失い、2017 年以降再び効力を生じることとなります。

以下、当該暫定措置の要点をまとめました。

### 対象に追加される納税者

PMK 第 191 号では、既存の PMK 第 79 号下で当該措置の対象外であった以下の当事者を対象者とすることを規定しています。

- 英語と米ドルにより帳簿を管理する納税者
- PMK 第 79 号下における資産再評価から 5 年が経過していない納税者
- 帳簿を管理する個人納税者

### 固定資産の範囲

PMK 第 191 号では、適格納税者はどの有形固定資産を再評価の対象とするかを選択し、それに対して部分的な再評価を行うことができます。対照的に PMK 第 79 号では、再評価はすべての有形固定資産(土地を含むか否かを問わず)に対し実施する必要があります。

## 最終課税の納付

PMK 第 191 号では、当該措置の適用前に最終課税(源泉分離課税、final tax)の納付が要求されます。一方、既存の PMK 第 79 号では、納税者による資産再評価の内容を国税総局が吟味し、その裁定を公表してから 15 日以内に、納税者による最終課税の納付が要求されます。

### PMK 第 191 号下の追加規定、要件および最終課税率

既存の PMK 第 79 号では、認定鑑定士が再評価を実施した(が、税務上での評価にはまだ付されていない)場合にのみ納税者は当該措置の適用を申請することができます。一方、PMK 第 191 号では、認定鑑定士による再評価を実施していない場合でも、適格納税者に対し全ての要件を満たすための猶予期間を認めることで当該措置の適用を可能にしています。

PMK 第 191 号では以下の 2 つのケースにおける規則を規定しています。

#### 1. 認定鑑定士による固定資産の再評価が行われたケース

PMK 第 191 号で要求される必要書類は、以下のとおり、PMK 第 79 号のそれと類似します。

- a) 税金納付書(*Surat Setoran Pajak/SSP*)
- b) 再評価された固定資産の一覧
- c) 認定鑑定士の営業許可証のコピー
- d) 固定資産再評価報告書
- e) 再評価前の直近の財務諸表

PMK 第 79 号との違いは税金納付書の要件に関するもので、上記の「最終課税の納付」の部分で既述した手続上の差異によるものです。

適用される最終課税率は、以下のとおり、納税者が申請書を提出する時期により異なります。

- 3% - 2015 年に提出した場合
- 4% - 2016 年 1 月から 6 月の間に提出した場合
- 6% - 2016 年 7 月から 12 月の間に提出した場合

#### 2. 認定鑑定士による固定資産の再評価が行われなかつたケース

固定資産が認定鑑定士により再評価されなかつた場合でも、納税者は固定資産の見積価額を用いることで当該措置の適用を申請することができます。当該措置の初期申請時の適用は以下の書類を提出するだけで済みます。

- a) 税金納付書(最終税金は見積価額に基づき納付される)
- b) 見積価額が算出された固定資産の一覧

当該措置の初期申請において適用される最終課税率は、上記 1 のケースで記載した税率と同様であり、納税者が申請書を提出する時期により異なります。

納税者は当該措置の初期申請の後、認定鑑定士による再評価を行い、また追加の最終課税(該当する場合のみ)を納付し、最後に以下に規定する期日までに追加の必要書類を提出しなければなりません。

- 2016 年 12 月 31 日 – 初期申請が 2015 年の場合
- 2017 年 6 月 30 日 – 初期申請が 2016 年 1 月から 6 月の場合
- 2017 年 12 月 31 日 – 初期申請が 2016 年 7 月から 12 月の場合

再評価額が見積価額を上回る場合、追加の最終課税を納付しなければなりません。最終課税率は最終課税の納付時期により異なります。適用税率は以下のとおりです。

- 3% - 2015 年に再評価を行い、最終課税が納付された場合
- 4% - 2016 年 1 月から 6 月の間に再評価を行い、最終課税が納付された場合
- 6% - 2016 年 7 月から 12 月の間に再評価を行い、最終課税が納付された場合
- 10% - 2017 年に再評価を行い、最終課税が納付された場合

再評価を実施し、追加の最終課税が納付された後、納税者は以下の追加の必要書類を上記の期日までに提出しなければなりません。

- 税金納付書(再評価額が見積価額を上回る場合)
- 上記 1 のケースで記載した書類の内、(b) から (e)

再評価額が見積価額を下回る場合は、その余剰分は本来納付対象外であった(過誤払い)税金として扱われます。

期日までに認定鑑定士による再評価が行われなかった場合は、当該措置の適用申請は取り消されたものとみなされ、また初期申請期間中に納付された最終課税は本来納付対象外であった(過誤払い)税金として扱われます。

## 類似の条項

### 1. 減価償却規則

減価償却は再評価後の資産価値に基づき行われ、また耐用年数は資産の分類に従い新たに適用されます。会計上の減価償却は以下のタイミングで開始します。

- 2015 年に再評価を実施した場合 – 2016 年 1 月 1 日
- 2016 年または 2017 年に再評価を実施した場合 – 再評価を実施した月

### 2. 制限期間

再評価済み資産の売却が制限される期間は以下のとおりに規定されます(PMK 第 79 号下の規定と同様)。

- 第 1 分類および第 2 分類に属する固定資産 – 新たに適用される耐用年数の終了前に売却はできない
- 第 3 分類、第 4 分類、土地および建物類に属する固定資産 – 再評価後 10 年間は売却できない

### 3. 制限期間の規則に違反した場合のペナルティー

制限期間の規則に違反した場合、追加で 25% の税率による最終課税の対象となり、当該税額から納付済み最終課税額を差し引いた金額がペナルティーとして追徴されます。

上記の国際税務アップデートに関してご質問等ございましたら、PwC の御社担当者までお気軽にお問い合わせください。

## Your PwC Indonesia contacts

**Abdullah Azis**  
abdullah.azis@id.pwc.com

**Adi Poernomo**  
adi.poernomo@id.pwc.com

**Adi Pratikto**  
adi.pratikto@id.pwc.com

**Alexander Lukito**  
alexander.lukito@id.pwc.com

**Ali Widodo**  
ali.widodo@id.pwc.com

**Andrias Hendrik**  
andrias.hendrik@id.pwc.com

**Anthony J. Anderson**  
anthony.j.anderson@id.pwc.com

**Anton Manik**  
anton.a.manik@id.pwc.com

**Antonius Sanyojaya**  
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

**Ay Tjhing Phan**  
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

**Brian Arnold**  
brian.arnold@id.pwc.com

**Engeline Siagian**  
engeline.siagian@id.pwc.com

**Enna Budiman**  
enna.budiman@id.pwc.com

**Felix MacDonogh**  
felix.macdonogh@id.pwc.com

**Gadis Nurhidayah**  
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

**Gerardus Mahendra**  
gerardus.mahendra@id.pwc.com

**Hanna Nggelan**  
hanna.nggelan@id.pwc.com

**Hendra Lie**  
hendra.lie@id.pwc.com

**Ivan Budiarnawan**  
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

**Laksmi Djuwita**  
laksmi.djuwita@id.pwc.com

**Lukman Budiman**  
lukman.budiman@id.pwc.com

**Mardianto**  
mardianto.mardianto@id.pwc.com

**Margie Margaret**  
margie.margaret@id.pwc.com

**Parluhutan Simbolon**  
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

**Peter Hohtoulas**  
peter.hohtoulas@id.pwc.com

**Runi Tusita**  
runi.tusita@id.pwc.com

**Ryuji Sugawara**  
ryuji.sugawara@id.pwc.com

**Soeryo Adjie**  
soeryo.adjie@id.pwc.com

**Sutrisno Ali**  
sutrisno.ali@id.pwc.com

**Suyanti Halim**  
suyanti.halim@id.pwc.com

**Tim Watson**  
tim.robert.watson@id.pwc.com

**Tjen She Siung**  
tjen.she.siung@id.pwc.com

**Yessy Anggraini**  
yessy.anggraini@id.pwc.com

**Yuliana Kurniadjaja**  
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

**Yunita Wahadaniah**  
yunita.wahadaniah@id.pwc.com



[www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to [maria.purwaningsih@id.pwc.com](mailto:maria.purwaningsih@id.pwc.com).

**DISCLAIMER:** This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2015 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.